

## 第十期第1回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和5年1月26日（木） 午後2時～3時00分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎9階 901会議室
- 3 出席者 小池委員、吉村委員、伊藤委員、中村委員、今吉委員、門井委員（代理人出席）、黒木委員、松原委員、北沢委員、今井委員、阿部委員、粉川委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
  - （1）開会
  - （2）委員委嘱・自己紹介
  - （3）正副会長の選任
  - （4）福祉有償運送運営協議会について（概要）
  - （5）道路運送法施行規則改正（R4.10.1）に伴う福祉有償運送の変更点について
  - （6）練馬区における移動制約者の現況について
  - （7）更新登録協議  
・社会福祉法人ハッピーネット
  - （8）今後のスケジュールについて

### （1）開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第十期第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、期が改まりまして初めての運営協議会となります。会長・副会長が決まるまでの間は、事務局で進行を務めさせていただきます。

まず、委員の出席状況について、ご報告いたします。委員数13名のところ、本日12名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

つぎに、本日の資料について確認をいたします。（資料確認）

### （2）委員委嘱・自己紹介

事務局 続いて次第2、委員委嘱・自己紹介に移ります。

委員に就任いただく皆様の委嘱状につきましては、机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。任期は令和6年9月30日までとなっております。

それでは、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

#### （委員自己紹介）

皆様、ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。

本日は、まず正副会長を選任しまして、その後、運営協議会および法改正等のお話をさ

せていただきまして、最後に、更新登録を希望する1団体について協議をお願いいたします。本日は、おおむね1時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

### (3) 正副会長の選任

事務局 続きまして、次第3、正副会長の選任に移ります。

会長・副会長は、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条により、委員の皆様の互選により決定することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員 これまでどおり、区の福祉部管理課長の北沢委員に会長をお願いしたらいいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 では、会長には北沢委員が選任されました。副会長はいかがいたしましょうか。

会長 副会長には、学識経験者の松原委員をお願いしたらいかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、会長に北沢委員、副会長に松原委員が選任されましたので、これ以降の進行は、北沢会長をお願いいたします。(会長、副会長挨拶)

### (4) 福祉有償運送運営協議会について(概要)

#### (5) 道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の変更点について

会長 それでは、次第4、福祉有償運送運営協議会について、および次第5、道路運送法施行規則改正に伴う福祉有償運送の変更点について、続けて事務局より説明いたします。

事務局 まず、この協議会についてですが、「練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱」に基づき設置しております。資料2となります。後ほどお目通しをお願いいたします。

資料にはありませんが、協議会の会議録については、従来より練馬区のホームページで公表しております。第十期におきましても同様に公表する予定です。公表に際しては発言した委員の氏名は伏せておりますので、ご承知おきください。

続きまして、資料3をお願いいたします。練馬区における福祉有償運送団体について、現在8団体となっております。3月下旬に登録期限を迎える団体からは、今回更新しないとの連絡がありましたので、今後7団体になる予定です。更新登録期限等詳細については、割愛させていただきます。

協議会の概要につきましては、資料4-1になります。極めて簡単ではございますが、協議会の役割について、まとめさせていただきました。こちらも後ほどお目通しください。新規に委員となられた方には個別に説明させていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、福祉有償運送は、道路運送法や道路運送法施行規則によって定められています。

また、国土交通省からの通達に基づいて、福祉有償運送の団体の方々には手続をお願いしているところでございます。

資料4-2から4-5までは、それらの関連する通達を資料としてご用意しております。

資料4-2は福祉有償運送の登録に関する処理方針となっております。登録に当たっての要

件や必要書類等が定められております。

資料4 - 3と4 - 4は運送の対価の取扱いについての通達です。

資料4 - 5については、運営協議会の設置・運営に関する通達となっております。

関連する通達は、これらが全てではありませんが、協議の上で特に重要と思われるもののみ資料とさせていただきます。時間も限られておりますので、申し訳ございません。個別の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただければと思います。

こちらにつきましては、協議の参考資料となりますので、次回の協議会以降もお持ちくださいようお願いいたします。

続きまして、カラー刷りの資料5に改正の概要をまとめたものがあります。

今回、5両以上の車を配置する事務所が「特定事務所」と定義されました。特定事務所には運行管理責任者に講習を受講させなければならない等、新たに追加された業務があります。

また、安全な運転のための確認について、アルコール検知器の設置および使用の義務づけがありましたけれども、こちらは当分の間、適用しないこととされています。

資料4 - 2の黄色のラインが変更点になりますので、後ほどご確認をお願いいたします。簡単ではありますが、次第4、5についての説明は以上になります。

会長 それでは、ご質問やご意見はございますでしょうか。

(なし)

会長 特にご質問等がないようでしたら、次に移りたいと思います。

次第6、練馬区における移動制約者の現況について、事務局より説明いたします。

事務局 それでは、練馬区における移動制約者の現況につきまして、資料6を御覧ください。

運営協議会では、区の移動制約者の現況を把握していただいた上で、練馬区においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うことが必要とされております。そのため、年に1回、各種データをまとめまして、協議のための基礎資料としてご用意しております。

公共交通を利用することが困難な方々の状況やニーズがどのくらいあるかといった直接的なデータをお示しできれば理想的なのですけれども、その把握が難しいため、関連すると思われる公共交通機関・高齢者・障害者・難病の方々の数などのデータをお示しております。

また、区内の一般タクシーや福祉有償運送の稼働状況等についてのデータもまとめています。個別の説明は時間の関係で割愛させていただきますけれども、福祉有償運送の必要性を議論する際の手持ち資料としてご活用いただければと思います。

会長 説明が終わりましたので、ご質問やご意見などがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

委員 私は今期からなので、分かっていないことがあって、もう既に議論したということがあれば、また議事録とかをお示しいただければと思うのですけれども、教えてください。

まず、最初に事務局がおっしゃった、福祉有償運送の必要性に関する具体的なものについては示すのが困難なので、参考資料としてこの数字ということだったので、

つまり、必要性に関しては、練馬区としては把握していないということによろしいでしょうか。

会長 移動制約がある方についての現況ということで、こちらの資料をまとめさせていただきます。

ただ、直接的なデータというところではお示しするのが困難ですので、こういった公共機関の状況ですとか、あとは高齢者、障害者、難病の方の数などのデータをお示しているということでございます。

委員 それは当初から、練馬区では輸送困難な方の必要性の数的なものとか、具体的なものについて、示したことは、これまでも、この運営協議会の中ではないということによろしいですか。

会長 今までもこういった形でお示ししています。

委員 承知しました。でも、実際にはいるという話ですね。

会長 そうですね。

委員 それは承知しました。

それから、この数字について質問したいのですけれども、資料の立てつけを見ると、最終的な結論としては、現状というところで6ページに福祉輸送運送の対象者ということの範囲を示し、それから、対象となる人がこれだけいるというようなことで、この中に必要性が埋もれているのだろうと、どこかにあるのだろうと、その立てつけだと思うのですが、この数字の6万9千人、7万人近い方が対象者として練馬区内にいるというお話だと思うのですが、一つ一つの数字が疑問なので、その根拠を教えてくださいたいと思います。

まとめて質問します。

高齢者の要介護、要支援というところで、それぞれ2万7千人とか、8,992人となっています。これは前の資料を見ると、高齢者のところの合計の数字になっていて、障害者も同じですね。身体障害者の数とか知的障害者とか、こういった数が数字として合計数が並べてあるのですが、同時に、後ろの方で福祉タクシー券の配布の対象者というところで、網かけというか、色がついていると思うのです。

この方々が数字に入っている理由は何か。というのは、タクシー券を配ったということは、タクシーで移動ができたのでしょうというふうに数字上は見てとれるわけで、それが丸ごと対象となる者の人数となるのはおかしいというふうに、単純にぱっと見て思うのですけれども、この辺を入れた理由です。

例えば福祉タクシー券が配られて、タクシーで移動できなかった、使わなかったということで福祉タクシー券が戻ってきているのであれば、その数とかを知らせていただいて、これだけ入りますねということかもしれませんし、タクシー券が利用されたのであれば、この方々は移動困難ではなくて、現に、タクシー等で移動ができた方々というように数字上は見てとれるというところで、例えば高齢者の状況というところであれば、要介護2万7千と、要支援8千9百というところと合わせてあります。

しかしながら、後ろの網かけのタクシーの部分、利用できているので交通的には移動には困っていない方々で、タクシー券を使っているのだから、お金を使えばタクシーに乗れるわけで、タクシーで移動できた方々となります。

そうすると、要支援1・2、要介護1・2というところを合わせた数字が、対象者の数

字になるのではないかなと思うのです。合わせると23,156人です。それが、合わせた2万7千と、8千9百人を足した数字の36,292人というのはなぜですか。これは障害者についても同じです。

それから、もう一つ質問しますと、精神障害者保健福祉手帳所持者というところが、合計が8,271人ですか。福祉タクシー券の対象者が445人となっていますが、それまでのロジックに従うと、この人数は合計8,271人になればいいのかなと思うのですけれども、この精神障害者福祉手帳、最終ページの対象となる人数というところを見ると7,827人となっています。これは、この7,827人というのは、手前の資料を見ても、どこからも数字が出てこないのに、これはなぜ出てきたのか。ぱっと計算すると8,271人から445人ではなく444人を引いた数字がこれに合致するので、福祉タクシー券を配られた方を引いたのかなという気がします。そうすると手前で出した数字と後ろで出している数字は、論点が違うようになっています。

それから、もう一つは、難病の方がこの人数に積み上げられているのですが、難病はなぜ移動困難と関わりがあるのか。難病に認定された方と、交通弱者というか、移動困難な方というふうに定義づけるときの因果関係ですね。なぜ、そうなるのか。

この件について、お願いいたします。

会長 事務局の方で答えられますか。

事務局 各担当部署にこの数字を出していただいているので、単純に計算しただけなのですけれども。

委員 計算したかどうかの質問をしているのではなくて、そもそも、有償運送の対象となる者というふうに何か定義づけをしたわけですから、その定義に基づいて計算しただけというお答えで、それはそうなのですけれども、これを決めたときの話とか、これが参考資料になるのだと考えられたその理由というか、そこを教えてください。

副会長 今の質問に対して、私から。

制度として、障害者手帳、愛の手帳、そこと、障害者の数というのは一致しないのです。というのは、そういう障害を持っているのだけれども手帳を申請しない人ということ、一致しないということ。

あとは、重複している人がいるので、ダブリがあるということで、それも、要支援、要介護の人と同じなのです。障害者手帳とダブっている方がいるということで、これは一致しないのですけれども、全国的に何とも一致しないというのが現状だと、私は理解しています。

委員 一致しないのは重々承知で、おっしゃるとおりだと思うのです。全然この枠に入っていないのだけれども困難な方もいるでしょうし、この中で重複している方もいるでしょうしというところで、数字が合わないとおかしいと言っているわけでは決してないのです。移動困難な方も必ずいるだろうというふうに、私もそれについては同じ認識を持っています。

ただ、資料として数字で出すのであれば、さっき言ったとおり、私もタクシー業者ですから、私どもの福祉タクシー券を練馬区が発行している中で、タクシーを使って、こういったことに輸送には十分貢献しているというふうに考えているわけなのです。

そうすると、私どもがこの有償運送に貢献した部分、これは福祉タクシー券が発行され

て、福祉タクシー券が利用されているのだから、この対象者の数字になぜ入ってくるのかというのが単純な疑問なのです。そここのところについての合理的なご説明をいただきたいというところですよ。

会長 今日すぐに答えの方をご用意できない質問もございますので、持ち帰らせていただいて、その内容について、また別の形でお示しさせていただくことでもよろしいですか。

委員 承知しました。

会長 では、そのような形で、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

会長 よろしければ、協議に移りたいと思います。社会福祉法人ハッピーネットさんになります。

まず、事務局から、更新登録に当たっての変更点など、大まかな説明を行いまして、その後、団体の方に活動の内容や補足の説明を行うような形で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「社会福祉法人ハッピーネット」の更新登録協議資料について説明いたします。

A 3判の大きい紙の要件確認表をご覧ください。

前回、令和2年12月の新規登録協議時点と比較して、御説明させていただきます。

今回の申請内容が左側、前回の申請内容を右側に記載しております。前回から今回にかけて変更がある項目については、表の各項目中央に 印をしております。

第1項目の「運送主体」は、社会福祉法人ハッピーネット。ゆめの園上宿ショートステイ事業の事務所が練馬区北町にあります。こちらは前回と変更ありません。

2番目の「法令遵守」は、様式3の「宣誓書」とおりになります。

3番目の「収受する対価」。こちらは変更ございません。

4番目の「使用車両」。こちらについても、前回と変更はありません。団体の所有する車両で、車いす車が1台となります。

5番目、「運転者」。こちらは普通免許の方が2名というのは変更ありませんが、人の入れ替わりがありましたので、変更のところに 印を入れてあります。

各運転者の方については、免許証、講習受講等の確認を事務局で行いました。

6番目の「輸送の安全及び旅客の利便の確保」。様式7号「運行管理の体制等を記載した書類」とおり、運行管理責任者や運行管理・整備管理に係る指揮命令系統等をそれぞれ定めております。こちら人も人の入れ替わりによる変更のみとなっております。

7項目目の「運送対象」。前は新規登録だったため、協議時点では登録者なしでしたので、変更ありとしています。運送対象は、イ、身体障害者が5名、ハ、知的障害者が17名、合わせて22名です。

8項目目、「損害賠償措置」。こちらの車両1台の対人対物賠償、人身傷害保障については、無制限の自動車保険に加入されております。

最後に「運送実績把握資料」で、団体の2年分の運送実績等のデータをお示ししておりますので、参考資料としてご参照ください。

事務局からは以上になります。

会長 事務局からの説明が終わりましたので、社会福祉法人ハッピーネットさんからの補足説明などがありましたら、お願いいたします。

ハッピーネット 社会福祉法人ハッピーネット、ゆめの園上宿ショートステイ事業所の管理者をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

本事業所では、主に重度障害の方を対象とした短期入所事業を行っておりまして、日中活動先への送迎として、福祉有償運送を使わせていただいております。

主に朝です。お泊まり、宿泊した日の次の日の朝に日中活動先にお送りする。また、夕方にお迎えに行くという形の送迎を実施させていただいております。重度の方を対象にしておりますので、お一人で公共機関を使うことが難しかったりですとか、介助者が必要な方を対象に、こちらの送迎を実施させていただいている現状でございます。今回、更新の申請という形で挙げさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

委員 先立って、事務局に教えていただきたい。

ここの資料の中で、更新登録をするに当たって必要な資料が全部あるわけではないわけですが、この辺は、この協議会にその資料を提示しなかったりしているのは、どういうことですか。誰がそれをチェックしているのかという、それだけお願いします。

例えば、私が今なくて困ったなというのは、任意保険の保証書とか、あるいは、車検証です。それが見当たらなかったのも、また質問したいことにリンクしているものだったので、そこに何か間違いがあったら、ここの協議会で確認しなくていいのか。誰がチェックしているのか。

事務局 団体さんからは、こちらに提出いただいております。事務局で確認をしています。

委員 では、事務局が確認しました、書類の不備はないですという前提で話をすればいいですね。承知しました。

一つずつお尋ねしたいところがあるので、教えてください。

仕事の流れを教えてくださいのすけれども、ショートステイとかで泊まった方が、日常活動しているところに行くための送迎みたいなことですね。運転される方というのは、職員の方ですか。

ハッピーネット はい、そうなります。

委員 その方は、送迎を始めるに当たって、どのような流れで車を出発させるのですか。

ハッピーネット 基本的に、朝出勤したときに、その日が運転であれば、朝の検温ですとか、運転前のチェックシートを全て記入させます。運転の時間は大体朝と夕方。日中は帯はないので、事務所に鍵があるので、鍵を持って車両の点検を朝に行き、送迎の準備をするという形になります。送迎の出発自体が大体9時以降になりますので、それまでに点検を終わらせて乗車の手順という形になっています。

委員 なるほど。アルコールチェックは、まだ今はしていない。

ハッピーネット しています。朝一番で。

委員 しているのですね。そうすると、今のお話だと、その方は出勤されて、自分が運

転だとチェックシートとかを書いて、車の鍵を取って車の様子を見て、時間が来たら送迎するという話だったのだけれども、ここの中で専任されているというか、運行管理の方がいますよね、その方とはどういうやり取りをなさるのですか、朝。

ハッピーネット 私は基本的に朝、日勤ですっといいますので、運転手の方が出勤したときに朝の体調のチェックだとかをシートと併せて。

委員 顔を見ながらやって。では、帰ってこられた後も同じような形なのですか。

ハッピーネット そうですね。

委員 これは、ご自身も運転手さんということで名前が入っているようなのですけれども、ご自身が運転されているときはどうされるのですか。

ハッピーネット もう一人運転する者がいますので、どちらかでチェックをするという。

委員 交代、チェンジみたいな。必ず運行があるときは、お二人とも出勤されているということですか。

ハッピーネット そうですね。

委員 お一人休んだときは、車の運行ができなくなってしまうのですか。

ハッピーネット そうですね。そのときは別の職員でチェックをさせてもらうという感じですよ。

委員 その方は、この運行管理に名前はお二方しか載っていないのですけれども、どういう方なのですか。一方がお休みのときに運転の方が出て、運行管理をされる方の代わりの方が見えるわけですよ。それはどういう位置の方なのですか。

ハッピーネット 基本的には、正規職員の中でやるという形を取っています。

委員 そうすると、それは運行管理の代行者として名前がどこかに載っているのですか。

ハッピーネット こちらの資料には恐らく載っていないですね。

委員 運行管理を代行する者ということで、この資料の中で、様式7号です。これに運行管理の責任者はご自身で、代行者はもう一人の方と確かになっているけれども、このほかの方も代行をなさるということですか。

ハッピーネット チェックの代行という形です。

委員 記録がしっかりとついているかを見る係。

ハッピーネット 体調チェックなどの一覧があるので、その相互確認を。

委員 やってくれる人がいる。なるほど。それは、ここの協議会ではどなたがやっているかというのは見えてこないということですか。

ハッピーネット 資料には名前の記載がないです。

委員 分かりました。

それから、もう一つは事故対応ということで、事故処理連絡体制というところでお聞きしたいです。これは、ご自身が運転者で入っていて、事故対応の責任者も同じになっているのだけれども、僕の経験だと、運転している人が事故対応の責任者だと、いろいろ手配できなくて、事故を起こしてしまうと、現場で自分がやらなくてはいけないことがたくさん出てきてしまうので、こういうときに運転している方が事故対応の責任者になるのはどうかと僕は思うのだけれども、どうですか。その辺は問題ないですか。

ハッピーネット そうですね。もし問題があるようでしたら、私の上司の名前を入れるべきかなとは思いますが。



委員 その方がいいなど、僕は見て思いました。僕個人の意見ですが。

それから、苦情処理体制というの、この福祉有償運送についての苦情処理体制というふうに考えると、この苦情は大体運転手に対する苦情とか、車に対する苦情とかなのだらうなというふうに思うのだけれども、そうすると、それを責任者とか処理担当者が運転している人というのは、あまり苦情が言いにくいですよ。これでいいのかなと思うのですけれども、どうですか。

ハッピーネット そこら辺は、こちらでも、その名簿にある人間での対応なのかなというところがどうしてもあったので、名簿の名前を整理して載せるという形で対応していたのですけれども、もし、法人の中で上司に当たる者が苦情処理の責任なり、事故対応の責任なりという形で載せた方がよければ、上とも相談して変えていきたいなと思います。

委員 僕は、同じ人がやるのは、人数が随分限られているから、いろいろと厳しいことがあるのかなと思うのだけれども、そうではない方がいいように思ったので、何か方法が取れるのかなと思ってお聞きしたのですけれども。

ハッピーネット 事業所としては大きな事業所ではないので、職員の人数の関係もあるので、法人のグループの中で、上司の方で体制としてやっていただけるといふ形であれば、こちらでやろうかなと。

委員 検討してみてください。

ハッピーネット かしこまりました。

委員 それから、もう一つ教えてほしいのが、対価というところになるのですけれども、これは距離制を取っていらっしゃるといふふうには書いてあるのですけれども、これも、2 km未満だと200円、5 kmまでだと、そこから先、400円、600円、800円と上がっていくのですが、その差のところ、次の段階が3 kmで、次の段階が2 kmで、次の段階が3 kmというふうに、何か2 km、3 km、2 km、3 kmみたいな刻みになっているのは、なぜかなというところですよ。

次の段階に行ったときに、200円から400円に行ったときに、3 kmあって200円。だけれども、次の段階のところは、2 kmしかないのにこれまた200円みたいなので、金額の上がり方が均等ではないじゃないですか。あるところで急に高くて損した人がいたり、得な人がいたりとかというのは、理由がきっとあるのでしょうか、どうしてこうなっているのかというところを教えてください。

それから、この金額について、もし、こういうふうにした金額ですというのが分かったら。距離で立てるといふことでしたら、距離で違いが出るのは、乗っている方の時間とか、運転している方の人件費とか、ガソリン代みたいなことで差が出てくるのかなと思うのですが、ガソリンというのは、リッター200円だとしても軽自動車だったら250 kmぐらい走って、1 kmあたり10円ぐらいの話なのですよね。2 km、3 km増えていっても何十円しか増えないところで、こういうふうには金額を立てた理由みたいなものがあつたら、どうしてこうなったのかという経緯みたいなものを教えてもらえるとありがたいのですけれども。

ハッピーネット 申請したときに、ほかの事業所のものを参考にさせていただいてつくったようなので、申請のときに、私が申請していないので、ここの経緯というところが分かりかねるので、申し訳ないのですけれども。実際に、5 km以上の送迎というのをやっ

ていないというのが現状でございます。

ですので、5 km以上7 km未満ですとか、7 km以上10 km未満というところの送迎は、ほぼないという現状がございます。なので、細かい設定のところの意図というのが、後日回答になってしまうと思うのですが、それでもよろしいでしょうか。

委員 質問した理由が、実はこの後の運送の対価以外の対価というところで、迎車回送料金と入っているじゃないですか。運送対価以外の対価というのは、実費だったら、それを立てていいみたいな立てつけだというふうに、その前の資料4 - 3で、収受の対価の取扱いについてというところで、4ページ目ぐらいのところに、旅客から受け取る対価の水準というところがあって、の後の「口」に当たるところだけれども、運送の対価以外の対価に当たっては、つまり、200円、400円、600円、800円というもの以外の対価の部分は実費の範囲内であることというふうにあるのだけれども、そうすると、これは実費の範囲内ですよということがどうやって分かるのか。100円というのは実費の範囲なわけじゃないですか。そうすると、迎えに行くのにどこまで迎えに行くのか。

後ろの資料を見ると、3 kmとか、事業所より4 km離れた福祉園に迎えに行きと書いてあるので、離れたところにある程度迎えに行くわけだけれども、10 km離れていても、軽自動車だとガソリン代は、20 km走れば、1 km10円ぐらいだから、10円ぐらいで済んでしまうではないですか。ガソリン代ということだけを実費で考えると。

そういう意味で、100円というのはどういう実費なのかということをお教えしてもらいたいのですけれども。

ハッピーネット ガソリン代プラス人件費的な部分も含めて計算したと思うのですが。

委員 ですよ。職員の方だから、その分、仕事上で人件費がかかっているから、それが人件費ですみたいな、随分安いと思うのだけれども、もっと高く取ってもいいのかなという気もしてしまうのですけれども、そういうことですか。

ハッピーネット そこは、それほど厳密な、場所も違いますから、距離で時間の人件費を換算してというのもおかしいので、そういうところでは、取りあえず100円という形でまとめたという形ではあります。

委員 そうすると、同じ質問の枠の中で、介助料というのが200円になっているじゃないですか。これは運転手が行ったというのが後ろであって、比較料金のサンプルの中で。

運転手が行ったやつは、もともとの人件費で、送迎の運送の対価の中に入っていたり、どうなのだろうというところで、回送の100円と介助料金の200円と添乗の500円というのが実費の範囲というふうになっているので、どのような実費の範囲なのかということをお教えしてほしい。今すぐに答えられないでしょうから、また教えてほしいなと思っているのですが。

ハッピーネット はい、分かりました。

委員 もう1点、今言った料金の運送の対価の比較表というところの後ろで、サンプルがたくさん書いてあるじゃないですか。

例えば、事業所から1.3 km離れた福祉園に行き、そこから事業所に戻ったとき、こういうふうに料金をかけるでしょうという例があって、これの例2のところでお教えしてほしいのですけれども、これは乗り合いというか、二人乗ることもあるという話ですよ。一人の方だけではなくて、二人が同時にお客さんで乗ることがあるときは、この料金ですよと

ということなのだけれども、お一人ずつには幾ら請求するのですか。

ハッピーネット お一人ずつの金額が700円になります。

委員 これは距離で言えばたくさん乗る人もいるし、少ししか乗らない人もいるのだけれども、両方とも折半だということで700円ということですか。3人乗るということもあるのですか。

ハッピーネット 2名までとしています。

委員 これは軽自動車なので、車検証がなかったのでは分からないけれども、定員は何人ですか。

ハッピーネット 10人のワゴン車です。

委員 車検証がないから、分からないのだけれども、軽自動車ではなかったのですか。こちらで使われている車は軽自動車ではないのですか。

会長 軽ではないですね。

委員 ハッピーネットさんの最初の様式2 - 2というところの裏側、誓約書の手前を見ると、区分軽というところにチェックがついているので、これで僕は軽だと思った。

副会長 軽の場合はカッコ内の数字です。

委員 そうすると、二人までと幾ら決めていても、乗車一人700円を取ったら、乗車定員の全員乗った分のお金がタクシーの半分以下でなければいけないという決まりがあるのはご存じですか、乗り合いにすると。これは、支局の方に教えていただいた方がいいのでしょうか。僕はそう認識していたのだけれども、そうすると、この乗り合いの立て方でいいのかなと。

一人ずつもらう運送料について、乗車定員満員に乗ることもあるかもしれないわけじゃないですか。規定で2名と言っているけれども、それだけの大きい車で乗り合いをやるのであれば、全部乗ったときの運賃がどうなるのですかというところが問われると思うのですが、それについて。

委員 資料4 - 3の話ですね。4 - 3の最後のページのイロ八とかの八の部分ということですね。

対価を定める場合には、旅客一人ずつからというところで、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、という流れで、タクシーの運賃の概ね2分の1。「又は」で、平均乗車の人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額がタクシーの運賃額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるかというところなので、乗車定員だけではなくて、平均乗車が2名ということですかね。

それで算出して2分の1に収まっているのであれば、複数乗車に関しての価格は認められるかなというところなのですから。

委員 そう思います。だから、過去の実績を出さなければいけないのかなと。こういうふうにやっていますという実績があるから、いいわけじゃないですか。当然、更新のときには、その実績に基づいて2名しか乗らないというところを示した上でないと、支局に出しても駄目なのではないかと僕は思ったから聞いたのです。10名だから、なるほどというところですよ。

それと、書類が整っているかを、練馬区、事務局が見たから間違いはないよと言って、この協議会に出してくるといふのは、僕は違うと思うのです。そのために協議会があるわけ

ですから。確認するためにこうやって集まっているわけだから、その辺、「見ました」ということで、不十分な資料で進んでしまうのは違うのではないかというふうに、事務局にも、それから会長にも申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上です。

会長 分かりました。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

委員 東京運輸支局です。様式2 - 2の運送しようとする旅客の範囲というところがあると思うのですが、旅客の範囲は、新規で取ったときは「口」と「ト」を入れているのですが、今回は外しているじゃないですか。これは、やらないという意味で外したということでもいいですか。

ハッピーネット そうですね。

委員 やらないのですね。

ハッピーネット 実績がないので。

委員 今後も受け入れることはない。

ハッピーネット 運営していて、恐らく、はまらないだろうというところで。

委員 もし、今後、今回外す精神障害手帳の人が入ってきた場合に、運営協議会に諮り、協議が調わないとその人は登録できないので、そこだけ、もし外すのであれば注意しておいてもらえたらと思います。

取りあえず、これは外すということでもいいですね。

ハッピーネット はい。

委員 もう1個が、事前に言われて気になっていたもので、運行管理体制の話です。

先ほどのご質問の中に入っていたので、そこはいいかなということですが、さっきの苦情処理の体制に関しては、私も同じ気持ちなので、できれば運転手さんとかではなくて、上の人でそろえてもらえたらということ、運行管理の体制を書いてもらう書類の中には、運転手さんだけでやりなさいというわけではないので、運転手さん以外のほかの責任者さんを立てるとするのは、人数の問題があるとは思いますが、なるべくそういうふうにしてもらえたらなと思います。ほかの人を立てるということで。

あと、最後、別にこれは質問ではないのですが、多分、まだ申請になっていない。更新の申請の資料は出していないですよ。

ハッピーネット はい。

委員 今回初めて更新ですね。新規のときと同じで、運営協議会の場で、もしこれで協議が調えば、運輸支局に申請を出して、それで通れば更新が認められるという2段階になっているので、更新申請は早めに出してください。

期限が、2月16日が締めになっているので、2月16日より前に申請を出してもらわないと、もしこの場で協議が調っても無駄になってしまうので、申請はすぐ出してください。

ちなみに、この申請自体は、運営協議会の協議が調う前でも申請できるので、次回以降、2か月前には申請を出すようにしてもらっていいですか。

ハッピーネット 分かりました。

委員 以上になります。

会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

会長 内容については、事故対応のこと、それから、苦情処理体制について課題を出されていますので、そちらをどうするかということを検討していただきたいと思いたすけれども、そういった条件で今回の協議は調ったということでもよろしいでしょうか。

(はい)

会長 よろしいですか。

それでは、先ほど申し上げた部分については、事業所で検討していただくということで、協議会での協議については調ったということにさせていただきたいと思いたすので、どうぞよろしく願いたします。

ハッピーネット ありがとうございます。

(社会福祉法人ハッピーネット 退室)

会長 それでは、これをもちまして、本日の議題については全て終了いたしました。

委員の皆様から、ほかに何かございますでしょうか。

吉村委員からいただいた御意見については、今後、事務局でも進め方について検討させていただきますので、どうぞよろしく願いたします。

よろしければ、事務局より、次第8、今後のスケジュールについて、お知らせを願いたします。

事務局 今後のスケジュールになります。

今年度は本協議会が最後になります。令和5年度のスケジュールにつきましては、また更新の登録協議を5月9日(火)午前11時から予定しております。ご都合が悪い場合は、事務局へ、後でも結構ですので、お知らせいただければと思いたす。

また、近くなりましたら開催通知を送らせていただきますので、よろしく願いたします。5月を過ぎると12月頃まで特に予定は入っておりません。

新規登録の協議等必要が生じた場合には、また別途ご連絡させていただきたいと思いたす。今後のスケジュールについては、以上になります。

副会長 新規の登録が来た場合は、このスケジュールとは別に、新たに設けるといことですか。

事務局 そうですね。日にちが近ければ合わせてやりたいと思いたすけれども、間隔が空いておりますので。

会長 そのときはご相談させていただきます。

それでは、これをもちまして、第十期第1回福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日は、ご審議ありがとうございました。

<事務局補足>

更新登録協議において、運行管理体制や苦情処理体制について、検討していただくことで協議会を終了しておりました。その後、当該団体より改善案が示され、再提出がありました。

資料6につきまして、ご指摘を受け確認したところ、数値に誤りがありました。大変失礼いたしました。修正させていただくとともに、表記についても若干の見直しを行いました。